

## 損害賠償請求事件の和解について

損害賠償請求事件の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 件 名 損害賠償請求事件（那覇地方裁判所平成24年（ワ）第1174号）

2 当 事 者 原告

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県

3 事故発生年月日 平成22年2月1日

4 事故発生場所 石垣市字平得302番地3  
佐久川託児所

5 和 解 内 容 別紙のとおり

平成27年9月18日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

係争中の訴訟事件について和解をするためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 和解内容

### 和解当事者

原告

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

### 和解条項

- 1 被告は、保育中の子が死亡したことを重く受け止め、児童福祉法に基づく指導監督権限を認可外保育施設指導監督の指針を踏まえて適切に行使することにより認可外保育施設における児童の安全な保育を確保するよう努める。
- 2 原告らは、被告に対する請求を放棄する。
- 3 原告らと被告は、原告らと被告との間には、本件に関して、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを確認する。
- 4 訴訟費用は、各自の負担とする。